

## 国立大学法人東京医科歯科大学臨床研究協議会要項

〔平成 30年 3月22日〕  
統合診療機構長制定

### (趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学における臨床研究の文化醸成並びに臨床研究推進や活性化、臨床研究支援体制の充実を図ることを目的として、国立大学法人東京医科歯科大学臨床研究協議会（以下「会議」という。）を設置し、会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統合診療機構長
- (2) 統合研究機構長
- (3) 統合研究機構イノベーション推進本部医療イノベーション推進センター長
- (4) 歯科器材・薬品開発センターに所属する歯科医師
- (5) 統合診療機構事務部門長
- (6) 統合研究機構事務部事務長
- (7) その他会議が必要と認めた者

2 前項第4号及び第7号の委員は、前項第1号の委員が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員の任期の末日は、第2条第1項第1号の委員の任期の末日以前とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長)

第4条 会議に議長を置き、第2条第1項第1号の委員をもってこれに充てる。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

### (審議事項)

第5条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研究の推進及び活性化に関する事項
- (2) 臨床研究に関連する外部機関との連携に関する事項

- (3) 臨床研究支援体制の整備・充実に係る事項
- (4) 臨床研究の部局間連携に係る事項
- (5) その他臨床研究に係る重要事項

(開催)

第6条 会議は、原則月2回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(議事)

第7条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、議長を含め出席した委員の過半数で決し、決しないときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、病院統括部病院企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。